

最高裁秘書第5925号

令和2年1月7日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年12月20日に答申（令和元年度（最情）答申第62号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第100号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：平成31年3月27日（平成30年度（最情）諮詢第100号）

答申日：令和元年12月20日（令和元年度（最情）答申第62号）

件名：司法研修所構内の写真撮影による弊害が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「司法修習生が司法研修所構内の写真を撮影した場合、どのような弊害が発生すると司法研修所が考えているかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月22日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

司法修習生は司法研修所構内の写真撮影をすることが禁止されていることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法研修所においては、裁判所の庁舎等の管理に関する規程（以下「庁舎管理規程」という。）を直接の根拠にして写真撮影を禁止しているものの、撮影行為の弊害について文書を作成した上での検討はしていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 平成31年3月27日 | 諮詢の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和元年8月23日 | 審議 |
| ④ | 同年10月18日 | 審議 |
| ⑤ | 同年11月15日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法研修所においては庁舎管理規程を直接の根拠にして写真撮影を禁止しているものの、撮影行為の弊害について文書を作成した上での検討はしていないことであり、写真撮影の禁止の措置に加えて、その運用に係る弊害についてまで定めることは必ずしも必要であるとも考え難いことからすれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

なお、庁舎管理規程には、庁舎等における写真撮影の禁止について直接的に定めた規定はない。ただし、裁判所の庁舎の管理者は、国有財産法5条に基づいて庁舎の管理権を有し、同法9条の5に基づいて「適正な方法による管理」を行うものとされているところ、庁舎管理規程は、各裁判所における庁舎等の管理者を定めるとともに、庁舎等における秩序の維持及び災害の防止等の観点から管理者が行使すべき庁舎管理権限の態様を列挙して定めている。そして、庁舎管理規程12条1項8号において、「裁判所の禁止に反し写真機（中略）を持ち込み、又は持ち込もうとする者」に対し、「その行為若しくは庁舎等への立入りを禁止し、又は退去を命じなければならない」旨が定められていることに照らしても、写真機の持込み禁止、庁舎等への立入禁止ないしは退去命令の前提として、より制限的でない写真撮影の禁止の措置は、

庁舎管理規程を根拠として採り得るものと解される。このことは、上記の判断を左右するものではない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人